

保育所等利用申込に関する確認書

(令和5年4月1日更新版)

※確認事項をお読みになり、全ての口に✓を付け、裏面に署名をお願いします。なお、該当しない項目についても、✓を付けてください。

番号	確 認 事 項	チェック
1	申請内容に変更が生じた場合（退職や転職、就労形態の変更や家庭状況の変化等）、速やかに必要書類を提出する必要があります。入所申込期間内に提出した書類の内容と入所月1日の状況が異なる場合や、内容と事実が相違する場合、内定取消または退所となることがあります。なお、正当な理由なしに、書類の提出をしなかった場合、または、虚偽の報告を行った場合は、100,000円以下の過料に処されます。	☐
2	『子どものための教育・保育給付認定申請書 兼 保育所等利用申込書』における申請児童と同居する家族について、住民記録上の同世帯かどうかを問わず、祖父母や内縁者、単身赴任で一時的に別居している家族等を含めて記載をしてください。利用者負担額（保育料）については、祖父母（保護者の収入が一定の基準未満の場合に限る）や内縁者、単身赴任者等を含めて算定します。なお、申請書に記載のない同居人等の存在が判明した場合、遡って利用者負担額（保育料）が変更となることがあります。	☐
3	就労内定で申込みをする方は、利用開始月の末日までに、あらためて『就労証明書』を提出する必要があります。期日までに書類の提出ができない場合、または、『就労証明書』と同内容で就労していないことが判明した場合は、内定取消または退所となることがあります。	☐
4	育児休業中で申込みをする方は、遅くとも利用開始月の翌月1日までに復職し、『育児休業等復職証明書』を復職から2週間以内に提出する必要があります。期日までに復職できない場合、または、期日までに書類の提出ができない場合は、内定取消または退所となります。なお、育児休業中に2人以上のお子さんの申込みをし、1人のみが施設の利用を開始した場合も、遅くとも利用開始月の翌月1日までに復職する必要があります。	☐
5	出産を事由として申込みをする方は、産後休暇（産後8週間）終了後の事由について、変更手続きが必要です。期日までに必要書類の提出がなく、保育の必要性が確認できない場合、以後の利用調整を行うことができません。 ※施設を利用中に事由が出産に変更となる場合も、産前休暇取得（産前6週目の日、多胎子等、産前6週目の日以前に産前休暇が開始となる場合は、当該開始日）及び産後休暇終了にあたり、それぞれ変更手続きが必要です。	☐
6	求職活動を事由として申込みをする方は、遅くとも利用開始月の初日（施設を利用中に事由が求職活動に変更となる場合は原則、事実発生日）から3か月以内に就労を開始し、期日までに『就労証明書』を提出することにより、引き続き、施設を利用することが可能になります。書類の提出ができない場合、内定取消または退所となります。	☐
7	施設ごとに、受入年齢や開園時間、利用者負担額（保育料）以外にかかる費用（給食費や教材費、行事費等）や施設の教育・保育方針等が異なります。希望施設を検討するにあたり、施設見学（直接、施設に電話で日程調整）等により情報を集め、申込みをしてください。 申込期間を過ぎての申請内容の変更は、いかなる理由があっても受け付けられません。	☐
8	内定を辞退した場合、次月以降の利用調整では、調整指数が減点され、優先項目における待機期間も同月から起算されるとともに、育児休業等明けの対象からも外れることとなります。また、認定保育施設保育料補助を受けることもできなくなります。なお、何らかの理由で内定を辞退する場合は、『保育所等申込取下届・内定辞退届』を速やかに提出してください。	☐
9	申込み期間を過ぎての申請内容の変更は、いかなる理由があろうと受け付けられません。ただし、上記にある『保育所等申込取下届・内定辞退届』は除きます。	☐
10	2人以上のお子さんの申込みをする方で、『同じ月に入所できる場合のみ、この申請児童の入所を希望します。』もしくは『同じ保育所等に入所できる場合のみ、この申請児童の入所を希望します。』を選択した場合、この申請児童が利用可能であっても、もう一方のお子さんが利用可能とならなければ、全員が入所保留となります。	☐
11	認可保育所等に入所している期間は企業主導型保育施設への入所はできません（企業主導型保育の一時預かりは利用可）。また、幼稚園、認可外保育施設、一時預かり、ファミリーサポートセンター等を利用して、施設型給付費又は施設等利用費の給付を受けることは出来ません。	☐
12	お子さんの健康面や発達面の状況から園での生活全般において配慮が必要な場合やアレルギー等で気になることがある場合は、『保育所等利用申込補助票』にすべて記載する必要があります。記載がない場合や不十分な場合は、利用できる保育所等が限られることがございます。	☐

番号	確 認 事 項	チェック
13	食物アレルギーの対応食（代替食・除去食・弁当持参）は、各施設で異なりますが、給食での対応が必要な場合、施設の利用を開始する前に、『生活管理指導表等』の提出が必要です。なお、医師の診断に基づく疾病や食物アレルギー、宗教上の理由を除き、原則お弁当の持参はできません。	☐
14	大和市外の施設の申込みをする方は、申込要件や必要書類、締切日等について、希望施設のある自治体に確認のうえ、遅くとも、希望施設のある自治体の締切日１０日前までに、大和市ほいく課に必要書類を提出する必要があります。また、転出に伴う申込みの場合、転出先の保育主管課で本申込みの手続きが必要です。	☐
15	大和市に転入予定で申込みをする方は、利用開始月の前月末日までに大和市に転入のうえ、大和市ほいく課で本申込みの手続きが必要です。期日までに転入ができない場合、または、本申込みの手続きができない場合は、内定取消または退所となります。	☐
16	利用者負担額（保育料）は原則、口座振替でのお支払いとなります。保育所利用等決定通知書に『口座振替依頼書』を同封します。速やかに金融機関へ、口座振替依頼書にて手続きをお願いします。ただし、口座振替の手続きが完了するまでは、納付書にてお支払いください。なお、認定こども園及び地域型保育事業（小規模保育事業）に係る利用者負担額（保育料）の支払いについては、各施設の指示に従ってください。	☐
17	利用者負担額（保育料）は、必ず納期限までに納めてください。納期限までに利用者負担額（保育料）が納付されない場合、勤務先への財産調査や、財産差押等の滞納処分を行うことがあります。	☐
18	利用者負担額（保育料）は、保護者の住民税所得割額等に基づいて決定します。申告により住民税所得割額等が変更となった場合、利用者負担額（保育料）も変更となる可能性がありますので、速やかに大和市ほいく課へご連絡ください。	☐
19	利用開始当初に約２週間程度の慣らし保育があります。お子さんが環境に少しずつ慣れることができるよう、希望する保育時間よりも短い時間での預かりとなりますのでご承知おください。	☐
20	おおむね２月にわたって保育所等を利用しなかった場合（災害、病気・負傷による入院等の私的理由でない場合は除く）、退所となります。速やかに『子どものための教育・保育給付等認定取消届』を提出してください。なお、その間も利用者負担額（保育料）を納付する必要があります。	☐
21	４月の利用申込の場合、申請が集中し教育・保育給付認定の審査に時間を要することから、支給認定証については、利用調整の結果通知と同時期に送付します。	☐
22	２月～４月の利用申込のみ、出生前の児童の仮申込が可能で、この場合、出生後２週間以内に本申込が必要です。なお、出生日から起算して、希望月１日時点で受入月齢に満たない園に内定した場合は内定取消となり、他の希望園への案内もできません。	☐
23	利用調整により入所保留となった場合、各年度において、最初の利用希望月のみ『保育所等利用保留通知書』を送付します。また、年２回（８月と１１月を予定）、申込みを継続するための手続きが必要ですので、時期になりましたら、必要書類を送付します。万が一、書類が届かない場合は、大和市ほいく課に確認をしてください。	☐
24	大和市外からお申し込みの方 で、育児休業等を取得されており、以下に該当する場合は✓を付けてください。 □ 希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる（※ 指数－２０）	☐
25	郵送申込が可能な方は、市内在住者かつ市内保育所等を希望される方です。窓口への直接提出が必要な場合もありますので、令和５年度教育・保育施設等利用ガイドP.５を確認し、ご理解いただいたうえで郵送してください。また、郵送受付確認票の提出も必要になります。	☐
26	若草保育園は、令和６年４月に定員規模を縮小して移転を予定していることから、令和５年４月～令和６年３月は０～４歳児クラスの新規受入れ枠に制限があります。 上和田保育園は、令和５年４月～令和６年３月は０～４歳児クラスの新規受入れ枠に制限があります。 ※令和５年４月以降の新規受入れ枠についての詳細は、各保育所にお問い合わせください。	☐
27	みらいのこども保育園は令和５年６月より月曜日から金曜日における標準時間での開園時間が７：００～１８：００となります（変更前７：３０～１８：３０）。	☐

令和５年４月１日更新版

保護者 署名欄	保護者及び同居する家族のいずれもが、上記事項について全て確認し、了承しました。		
	令和	年	月 日 保護者氏名